

福岡県公報

平成二十九年九月五日
第三千九百二十三号
増刊 ①

目次

告示

○港湾施設の概要の一部改正

(港湾課) ……………一

再掲

○福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) ……………一

○福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) ……………二

告示

福岡県告示第五百八十五号

県が管理する港湾施設の概要(昭和五十一年九月福岡県告示第千三百四十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月五日

福岡県知事 小川 洋

荻田港(4)臨港交通施設の表道路の部新浜6号線の項の次に次のように加える。

新松山1号線	京都郡荻田町鳥越町13番2号地先		
	京道新北九州空港線との交差点	7.75	380
	京都郡荻田町鳥越町13番3号地先		

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年八月三十日

福岡県規則第三十一号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

第六十二条第一項の表福岡県朝倉農林事務所の項中

「農村整備第一課	管理係	計画係	災害事業係	「森林土木課	治山第一係	治山第二係	治山第三係	林道係
を	に、	を	」	を	」	」	」	」

改める。

第六十四条第二項第一号二(2)(ア)中「前項第一号二(2)」の下に「(ア)及び(ウ)から(カ)まで」を加え、同号二に次のように加える。

(3) 災害事業係

(ア) 前項第一号二(2)(イ)に規定する事務(農地開発事務所の所掌事務を除く。)

第六十四条第二項第一号一(1)中「治山係」を「治山第一係」に改め、同号一(1)(ア)中「関する」の下に「事務であつて、朝倉市のうち所長の指定する区域に係るものに関する」を加え、同号中(2)を(4)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 治山第二係

(ア) 治山事業に関する事務であつて、朝倉市のうち所長の指定する区域に係るものに関する事。

(3) 治山第三係

(ア) 治山事業に関する事務であつて、久留米市、小郡市、うきは市、朝倉郡及び三井郡の区域に係るものに関する事。

第二百三十一条第一項の表福岡県朝倉県土整備事務所の項中

「河川砂防課	災害事業センター	災害事業調整課	災害用地課
--------	----------	---------	-------

福岡県知事 小川 洋

災害道路課
 「河川砂防課」を 災害河川課 に改める。
 建築指導課」 河川第一係
 河川第二係
 災害砂防課
 砂防第一係
 砂防第二係
 建築指導課

第二百三十二条第四項中「ほか」の下に、「福岡県朝倉県土整備事務所の災害事業センターにセンター長を」を加える。

第二百三十三条第六項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 災害事業センター

イ 災害事業調整課

(1) 平成二十九年七月九州北部豪雨による災害に伴う公共土木施設災害復旧事業、河川等災害関連事業その他災害関係事業（以下「平成二十九年七月豪雨災害関係事業」という。）の推進及び総合調整に関すること。

ロ 災害用地課

(1) 平成二十九年七月豪雨災害関係事業のために行う第一項第二号ハ、ホ、ル及びナからムまでに規定する事務

ハ 災害道路課

(1) 平成二十九年七月豪雨災害関係事業の道路に関すること。

ニ 災害河川課

(1) 平成二十九年七月豪雨災害関係事業の河川に関すること。

ホ 災害砂防課

(1) 平成二十九年七月豪雨災害関係事業の砂防施設に関すること。

附 則

この規則は、平成二十九年九月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用

する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。
福岡県訓令第八号

本 庁
 出 先 機 関
 福 岡 県 警 察 本 部
 福 岡 県 教 育 庁
 福 岡 県 監 査 委 員 会 事 務 局
 福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局
 福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局
 福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十九年八月三十日
 福岡県知事 小川 洋

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令
 福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七の二の二号中「及び第百六十六条第一項」を、「第百六十六条第一項及び第百三十二条第四項」に改める。

第七条の表知事部局の項中

所長の決 裁事項	
支所の所掌事務については支所長、その他の事務については副所長又は当該事務を担当する地域整備企画画監	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課（室）の課（室）長（当該事務を担当する課（室）長がいな場合は、所長が指定する職員）
支所の所掌事務については支所長、出張所の所掌事務については出張所長	支所の所掌事務については主務課（室）の課（室）長、出張所の所掌事務については所長が指定する職員、その他の事務については課長補佐を置く課にあつては

				県土整備事務所	
	所長の決裁事項	出張所長の決裁事項	課(室)長の決裁事項	支所長の決裁事項	副所長の決裁事項
支所の所掌事務については支所長、災害事業センターの所掌事務についてはセンター長、出張所の	支所の所掌事務については支所長、福岡県朝倉県土整備事務所災害事業センター(以下「災害事業センター」という。)の所掌事務についてはセンター長、その他の事務については副所長又は当該事務を担当する地域整備企画監	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)の課(室)長(当該事務を担当する課(室)長がいらない場合は、所長が指定する職員)	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)の課(室)長、出張所の所掌事務については所長が指定する職員、その他の事務については課長補	主務課(室)の課(室)長	主務課(室)の課(室)長
				、その他の事務については主務課(室)の課(室)長(当該事務を担当する課(室)長がいらない場合は、所長が指定する職員)	
				主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は主務課(室)の副長、係長及び副長を置かない課(室)にあつては所長が指定する職員(主務課(室)がない場合は、所長が指定する職員)	
				主務係の係長又は主務課の副長	
				課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は主務課(室)の副長、係長及び副長を置かない課又は室にあつては所長が指定する職員	
				所長が指定する職員	

を

				県土整備事務所	
	出張所長の決裁事項	出張所長の決裁事項	センター長の決裁事項	支所長の決裁事項	副所長の決裁事項
改める。 第二十一条の十一の次に次の一条を加える。 (災害事業センター長専決事項) 第二十一条の十二 災害事業センター長に、次に掲げる事務を専決させることとする。 一 委任規則第十一条第二号から第四号まで、第五号の二、第十二号ハからホまで、第十五号及び第二十一号に規定する事務(同条第二号に規定する事務については所属職員に係るもの、同条第三号及び第四号に規定する事務については所属職員に係るもの、同条第十二号ハからホまでに規定する事務については所長が指定する庁用自動車に係るもの、同条第十五号及び第二十一号に規定する事務については災害事業センターの所管に係るものに限る。)	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)の課(室)長(当該事務を担当する課(室)長がいらない場合は、所長が指定する職員)	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)の課(室)長、出張所の所掌事務については所長が指定する職員	出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)の副長	主務課(室)の課(室)長	主務課(室)の課(室)長
				所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)の課(室)長(当該事務を担当する課(室)長がいらない場合は、所長が指定する職員)	
				佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は主務課(室)の副長、係長及び副長を置かない課(室)にあつては所長が指定する職員(主務課(室)がない場合は、所長が指定する職員)	
				主務係の係長又は主務課の副長	
				課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は主務課(室)の副長、係長及び副長を置かない課又は室にあつては所長が指定する職員	
				所長が指定する職員	

に

二 第二十一条第三号ロからチまで及び第四号に規定する事務（所属職員に係るものに限る。）

三 所属職員（役付職員を除く。）の昇任、降任、配置換、転任及び退職の内申について所長に意見を述べること。

四 平成二十九年七月九州北部豪雨による災害に伴う公共土木施設災害復旧事業、河川等災害関連事業その他災害関係事業の工事の実施に関する事務（次に掲げるものに限る。）

イ 工事の施行予定箇所を調査すること。

ロ 工事の工程を定めること。

ハ 工事代金の部分払の請求書又はしゅん工届を受領したとき、出来高を調査すること。

ニ 潰地の買収又は物件の移転の承諾書及び不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）に規定する必要書類を提出させ、所有権移転の手續を行うこと。

第二十一条第一項中「第二十一条の十一」の下に「、第二十一条の十二」を、「支所長」の下に「、センター長」を加える。

第二十二条の三第三項中「の支所」の下に「又は災害事業センター」を加え、「支所長」を「それぞれ「支所長」又は「センター長」」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十九年九月一日から施行する。